

議案第39号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債権の内容 市営住宅の入居に係る損害金債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる損害金の額の合計金21,629,253円

(1) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	植木 武	大阪市西成区津守1丁目13番32号	金1,039,868円
2	大内 正俊	大阪市東淀川区大桐4丁目1番21-201号	金188,080円
3	西本 郁夫	大阪市平野区瓜破東1丁目5番5号	金726,386円
4	松本 一美	大阪市東住吉区西今川1丁目8番15-211号	金875,500円
5	山口 武次	山口県周南市松保町8番1号	金604,919円
6	山尾 初太郎	大阪市東住吉区住道矢田7丁目5番18号	金678,838円
7	鍛冶 通明	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目6番41-509号	金368,490円
8	山本 健史	大阪府豊中市中桜塚2丁目6番18号	金632,025円

(2) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過してい

るため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	前川 博	大阪市東淀川区井高野 4 丁目 1 番 7 - 304号	金710,850円
2	重政 賢	大阪市此花区西九条 5 丁目 3 番17 - 303号	金762,490円
3	兼田 道子	大阪市鶴見区横堤 1 丁目11番 2 - 304号	金775,080円
4	江澤 靖裕	大阪市東淀川区菅原 6 丁目 1 番15号	金174,677円
5	山下 章	大阪市西成区長橋 1 丁目 5 番21号	金803,419円
6	武田 新一	兵庫県尼崎市戸ノ内町 2 丁目 6 番24号	金455,086円
7	迫田 博之	大阪市鶴見区放出東 1 丁目28番 5 号	金371,066円
8	川久保 茂	大阪市西淀川区姫島 4 丁目20番 5 - 501号	金2,069,726円
9	霍山 英一	兵庫県尼崎市戸ノ内町 5 丁目 4 番 8 - 501号	金571,664円
10	谷川 直子	大阪市平野区喜連東 4 丁目 6 番17 - 103号	金302,812円
11	高橋 和由	大阪市平野区瓜破 2 丁目 1 番68 - 807号	金142,406円
12	西内 和政	大阪市東淀川区井高野 4 丁目 4 番 3 - 506号	金121,934円
13	八木 和子	大阪市此花区西九条 5 丁目 3 番 9 - 102号	金268,783円

14	渡邊 和久	大阪市淀川区三津屋中1丁目7番11号	金821,793円
15	西井 重明	大阪市平野区长吉長原東1丁目11番8-1002号	金1,870,448円
16	辻ノ内 宏隆	堺市中区東山218番地6	金1,744,280円
17	馬城 幸子	大阪市西成区花園北1丁目2番13号	金532,225円
18	浅澤 裕之	大阪府東大阪市大蓮東5丁目9番7号	金539,336円
19	梶谷 裕喜	大阪市淀川区東三国3丁目10番17-A402号	金104,980円

(3) 債務者らが死亡し法定相続人の存否又は所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	姜 公悦	大阪市平野区瓜破1丁目9番10号	金676,926円
2	李 一	大阪市天王寺区大道4丁目8番25号	金2,509,826円
3	朴 景浩	大阪市阿倍野区西田辺町2丁目11番7-208号	金185,340円

4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する損害金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。